

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年4月23日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：インドネシア国海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業 務 名 称：インドネシア国海洋・漁業監視インフラ施設開発計画
策定プロジェクト

調達管理番号：25a00116

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年4月23日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：インドネシア国海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年7月 ～ 2027年6月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

(6) 部分払の設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度（2026年2月頃）

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

2) 2026 年度 (2027 年 2 月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 運輸交通グループ 第二チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	競争参加資格確認申請書	2025年 5月 9日 12時まで
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2025年 5月 16日 まで
3	資料ダウンロード期限	2025年 4月 28日 まで
4	企画競争説明書に対する質問	2025年 5月 7日 12時まで
5	質問への回答	2025年 5月12日 まで
6	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2025年 5月26日 12時まで
7	プレゼンテーション	行いません。
8	評価結果の通知日	2025年 6月 4日まで
9	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

- 3) 競争参加資格要件の確認
- (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

- (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

- (4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン 48-49 ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記2. (3) 参照
- 2) 提出書類：プロポーザル作成ガイドラインの48-49 ページに記載する10 点の書類をご提出ください。
- 3) 提出方法： 上記1) の提出期限日の4 営業日前から1 営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が1 営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

4) 確認結果の通知：上記2. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ARPFmtRefr>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER（<https://partner.jica.go.jp/>）

（ただし、パスワードを除く）

（4）提出書類

- 1）プロポーザル・見積書
- 2）別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加算」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評

価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	複数の関係省庁・機関の間での議論の進め方や、連携を強化するためにプロジェクトの活動の一環として工夫すべき点	第3条2.（2）合同調整委員会（JCC）
2	インドネシアにおいて監視の対象となる優先海域や、それを支える監視拠点基地を設置・強化すべき場所について、現時点での想定とその理由	第3条2.（3）業務工程
3	本プロジェクトで策定される「海洋・漁業	第4条2.（1）②アウトプツ

	監視インフラ施設開発計画」が、プロジェクト終了後に実行される可能性を高めるために、プロジェクト期間中から工夫すべき点や活動を実施する上で留意すべき点	ト2「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画が策定される。」に関わる活動
4	他国の事例等も踏まえた海洋・漁業監視基地の標準的なラインアップ（施設や機材の構成案）	第4条2.（1）③アウトプット3「海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業の予備調査（プレFS）が実施される。」に関わる活動

3. その他の留意点

- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年3月
- ・ RD署名：2024年10月4日

☒ 別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

（1）海洋・漁業監視体制にかかる課題

- ・ 本事業のインドネシア側実施機関は海洋水産省（KKP）であり、海洋・水産資源管理に関し、領海から EEZ までの管轄権を有している。KKP の一部局である海洋水産資源監視総局（PSDKP）は、同分野における海上法執行機関の一つとして違法漁業対策等を所管している。
- ・ KKP の統計資料情報センター（PUSDATIN）は、海洋・船舶データを管理及び可視化するためのシステムとして 2022 年 9 月「COMMAND CENTER」を導入し、情報の集約を行っている。PSDKP の情報管理チーム（PUSDAL）は、監視業務に関連する情報を PUSDATIN からミラーリングで共有されており、衛星画像、船舶自動識別装置（AIS）、衛星船位測定送信機（VMS）によって漁船等の船舶や海域の動静を監視している。さらに、PUSDAL は全国に 1,300 余存在する地域監督グループ（POKMASWAS）からの通報情報も活用して、違法行為が疑わ

れる場合には PUSDATIN ほか関係部署に情報提供を行うとともに、必要に応じて航空機による状況把握を行い、監視船に出動指示が出されている。

- ・ インドネシアでは、海洋水産資源監視総局（PSDKP）の他、インドネシア海上保安機構（BAKAMLA）、IUU 漁業撲滅タスクフォース 115 等、複数の組織が連携協力し漁業監視・取締りを行っている。本分野の担当行政機関である PSDKP にとって、全国に広がる漁業監視業務を支える地域監督グループ（POKMASWAS）はその強みでもあり、同組織との関係にも留意した調査を実施する。
- ・ 当初、本事業の要請は、監視インフラ施設開発に焦点を当てた内容であったが、その後、効果的な監視体制を検討するために総合的な情報収集・監視体制についてハード・ソフトの両面から現況分析及び課題整理を行うことを合意している。

（２）合同調整委員会（JCC）

- ・ 本事業で策定される海洋・漁業インフラ施設開発計画の実施には、複数の省庁・機関が関与するため、適切な情報共有や連携が必要である。計画の策定や内容の確認においては、これらの省庁・機関の意見を反映することで、実施段階に向けて主体性の醸成に努める必要がある。²
- ・ そのため、本プロジェクトでは BAKAMLA 等海上保安機関を JCC メンバーに含めることを提案したが、これについては PSDKP から難色が示されたため、JCC には関係省庁は含めず、活動の一環として関係者間会議を開催することで関係機関との協議の場とすることとした。
- ・ JCC は、半年に 1 度の頻度で開催し、事業の進捗確認・評価、目標の達成度の確認、事業実施上の課題への対処、必要に応じ事業計画変更等の合意形成を行う。

（３）業務工程

2025 年 7 月～2027 年 6 月を予定（計 24 カ月）

プロジェクト開始当初に、アウトプット 2 に関わる一連の活動を実施する前提となる監視対象となる優先海域や、それを支える監視拠点基地を設置・強化すべき場所を、インドネシア側と協議・決定する。³このための現地調査には、受注者に加えて発注者も参加することとし、インドネシア側との協議は発注者が主導することを想定している。

² 複数の関係省庁・機関の間での議論の進め方や、連携を強化するためにプロジェクトの活動の一環として工夫すべき点をプロポーザルにて提案すること。

³ インドネシアにおいて監視の対象となる優先海域や、それを支える監視拠点基地を設置・強化すべき場所はプロジェクト開始後にインドネシア側と協議の上決定するが、現時点での想定を理由とともにプロポーザルにて提案すること。

(4) 本事業で策定する「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画」の概要

- ・ インドネシア側には、中期国家開発計画（RPJMN）、海洋・漁業資源監督の戦略計画（2015~2019）、海洋水産資源監視戦略計画（2020~2024）、漁業監視船長期配備計画（2018~2038）が存在しており、これら計画に沿って優先海域及び漁業・監視拠点の優先度を検討し、「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画」を策定することが求められている。その上で、優先拠点2か所に対する、インフラ施設のプレFS実施を想定している。

(5) 環境社会配慮・気候変動

- ・ 本事業は海洋・漁業監視体制の強化を通じ、サイクロンなど気候変動が原因と考えられる災害に対するインフラ強靱化が期待できることから、気候変動適応に資する可能性がある。

(6) ジェンダー主流化・インクルーシブな開発を考慮した計画策定

- ・ 本事業の実施にあたっては、PSDKPの女性職員の参画を得て、女性職員の海洋・漁業監視の知識や能力の向上に努めること。
- ・ 調査においては、関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「Step 1 社会・ジェンダー分析の実施」）に則り、ジェンダー平等や社会的包摂性を志向した計画の導入・整備の検討を行う。

(7) 発注者および C/P 等関係機関への事前説明

- ・ 各種レポート等の中間的な成果を含む本業務の成果を相手国政府・C/Pに提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる
- ・ 相手国政府・C/Pとの間で調査方針等について意見の相違があり、その解決が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。

発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取る（必要に応じて打合簿を作成する）こと。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

- ① アウトプット1「海洋・漁業監視の組織体制が整理される。」に関わる活動

（目的） インドネシアにおける漁業監視分野においては、PSDKPをはじめ国内に複数の法執行機関が存在していることから、役割分担や能力、実際の業務遂行状況等を確認し、課題を明確にした上で、関係機関との議論を踏まえて、組織体制や連携の仕組みを提案する。

活動 1-1：法令、規則を確認する。

活動 1-2：関係する組織の役割及び能力を確認する。

活動 1-3：海洋・漁業監視の組織体制及び組織間連携状況を確認する。

活動 1-4：情報共有及び監視活動の改善に向けた組織間連携のあり方、仕組みを検討する。

活動 1-5：組織体制及び組織間連携の仕組みを整理するための関係者間会議を開催する。

活動 1-6：関係者間会議で出た意見を反映し、組織体制及び組織間連携の仕組みを最終化する。

② アウトプット2「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画が策定される。」に関わる活動⁴

（目的）適切な船型・隻数を含む監視船の配備体制を検討し、既往計画を見直し・更新する形で海洋・漁業監視インフラ施設開発計画を作成する。

（活動内容及び留意点）PSDKPは「海洋・漁業資源監視インフラ施設技術指針（PSDKP 総局長規程 10/PER-DJPSDKP/2020）」において、監視拠点基地の3つの分類（Base、Station Class I、Station Class II）のそれぞれに関し、施設要件・規模を規定していることに留意する。

活動 2-1：IUU 漁業の現状や関連する課題を分析する。

活動 2-2：既存計画や関連するシステム、優先事業の現状を確認し、課題を分析する。

活動 2-3：海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の内容・範囲や実施体制、承認プロセスを確認する。

活動 2-4：漁業監視船の既存の運用計画を確認する。

活動 2-5：監視拠点基地に備わっている施設や運用・維持管理状況を確認する（海上保安関連機関間の共同利用についての確認を含む）。

活動 2-6：施設及び機材の基本設計に求められる要件を検討する。

活動 2-7：環境社会配慮調査及びジェンダー主流化に関する調査を実施する。

⁴ 本プロジェクトで策定される「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画」が、プロジェクト終了後に実行される可能性を高めるために、プロジェクト期間中から工夫すべき点や活動を実施する上で留意すべき点を、プロポーザルで提案すること。

活動 2-8：気候変動に伴うリスクの分析及び適応策の検討を行う。

活動 2-9：海洋・漁業監視インフラ施設開発計画案を作成する。

活動 2-10：海洋・漁業監視インフラ施設開発計画案の内容を確認するための関係者間会議を開催する。

活動 2-11：現状分析結果を取りまとめる。

③ アウトプット 3「海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業の予備調査（プレFS）が実施される。」に関わる活動⁵

（目的）早期に監視拠点基地を整備するため、優先事業地に限ってプレFSを実施する。

（活動内容及び留意点）PSDKP からは、候補地として Natuna、Cilacap、Kupang、Ambon、Merauke、Biak の 6 か所が挙げられている。

活動 3-1：優先開発事業を選定する。

活動 3-2：自然条件調査を実施する。

活動 3-3：海洋・漁業監視基地の施設及び機材の基本仕様を検討、作成する。

活動 3-4：海洋・漁業監視基地の配置図を検討、作成する。

活動 3-5：海洋・漁業監視基地の概略設計を検討、作成する。

活動 3-6：概略事業費を算定する。

活動 3-7：プロジェクト実施計画を検討、作成する。

活動 3-8：経済財務分析及びプロジェクト評価を実施する。

活動 3-9：海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業を提案する。

④ アウトプット 4「監視拠点基地の運用体制が強化される。」に関わる活動

活動 4-1：PSDKP 本部の各部署と監視拠点基地の所掌及び連携体制を確認する。

活動 4-2：漁業監視船の運用・維持管理状況を確認する。

活動 4-3：漁業監視船の運用・維持管理の改善の対象とする監視拠点基地を選定する。

活動 4-4：漁業監視船の維持管理能力強化のための研修を計画、実施する。

（2）その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出

⁵ 他国の事例等も踏まえ、海洋・漁業監視基地の標準的なラインアップ（施設や機材の構成案）を、プロポーザルで提案すること。

する。

- ▶ 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- ▶ 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-R（CD-Rに格納できないデータについては提出方法を発注者と協議）
 - 位置情報の含まれるデータ形式：KMLもしくはGeoJSON形式。ラスターデータに関してはGeoTIFF形式。（Google Earth Engineを用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② インパクト評価の実施

本業務では当該項目は適用しない。

③ C/Pのキャパシティアセスメント

本業務では当該項目は適用しない。

④ エンドライン調査

本業務では当該項目は適用しない。

⑤ 環境社会配慮に係る調査

本業務では以下の対応を行う。

A. 戦略的環境アセスメント

(ア)「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の環境社会配慮調査を行う。戦略的環境アセスメントの考え方（プロジェクトよりも上位の政策（Policy）、計画（Plan）、プログラム（Program）（PPP）レベルの環境アセスメント）に基づいた代替案の比較検討を行う。具体的には、スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会影響項目とその評価方法を明らかにすること）を実施した上で、複数ある代替案の環境社会的側面の影響を含む比較検討を行う。

(イ) 主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 政策、計画等の目的・目標の検討

イ) 相手国側の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、住民移転、住民参加、情報公開等）

に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離

(c) 関係機関の概要

ウ) 政策や計画の内容の検討（開発予測、対策のリスト、ルートや将来の開発区域の地図等）

エ) 合理的な範囲で目的を達成するための代替案の検討

オ) スコーピング（政策、計画、プログラム等の意思決定にあたり極めて重要な環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

カ) ベースラインとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等）の確認

キ) 影響の予測

ク) 影響の評価及び代替案の比較検討（PPP レベル）

ケ) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

コ) モニタリング方法の検討

サ) Pre F/S の対象となる優先プロジェクトについて、事業サイトの選定に向けた代替案（事業を実施しない案を含む）の技術面・財務面・環境社会配慮面の比較検討を行う。なお、事業サイトが、相手国指定の保護区又は重要な生息地・森林を含む場合は、加えて「JICA 環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月版)に関するよくある問答集（2022 年 1 月）」のうち、保護区又は重要な生息地・森林に関連する事項に沿った分析を行う。

シ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）

B. 初期環境調査

(ア) JICA 環境ガイドラインに基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 3 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

(a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開等）に関連する法令や基準等

(b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法

(c) 関係機関の役割

- イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目の範囲並びに調査方法について決定すること）の実施
- ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は 5 年、社会面は 3 年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）
- エ) 影響の予測
- オ) 影響の評価及び代替案の比較検討
- カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討
- キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成
- ク) 予算、財源、実施体制の明確化
- ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA 環境社会ガイドライン」別紙 5 を参照のこと。）
- コ) プロジェクトから直接排出される温室 効果ガス排出量が年間 25,000CO₂ 換算トン以上の場合供用段階における排出量推計
- (ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又は IEE 報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又は IEE 報告書案）を作成する。
- (エ)活動 2-7 記載の環境社会配慮調査及びジェンダー主流化に関する調査を実施する。

⑥ ジェンダー主流化に資する活動

ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件となり、詳細計画策定調査において「PSDKP の女性職員の参画を得て、女性職員の海洋・漁業監視の知識や能力の向上に努めること」について PSDKP に確認している。このため、プロジェクトの活動の一環として実施する研修（年 1 回 1 日、PSDKP の職員 50 名規模が参加しホテル（軽食付き）で実施する研修を想定）に際しては、女性の積極的な参加を促すこと。また、海洋・漁業監視インフラ施設の仕様等を検討するにあたっては、ジェンダー視点に立った調査及び計画策定を行う。

第5条 報告書等

1. 報告書等

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
- 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	—
インセプションレポート	事業開始時	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
インテリムレポート	事業開始 6 ヶ月後	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
プログレスレポート	事業開始 12 ヶ月後	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
ドラフトファイナルレポート	事業終了 3 ヶ月前	日本語	電子データ	—
		英語	電子データ	—
ファイナルレポート	履行期限終了日	日本語	製本	5 部
			CD-R	1 部
		英語	製本	20 部
			CD-R	1 部

- ファイナルレポートは、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフト（ドラフトファイナルレポート）を作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

（1）業務計画書

共通仕様書第6条に記された内容を含めて作成する。

2. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	環境社会配慮にかかわる調査	海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の作成過程で実施するもの（活動2-7）。	1式	定額計上
2	自然条件調査	海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業の予備調査（プレFS）の一環として実施するもの（活動3-2）。地形測量、深浅測量、土質調査、環境調査を想定。	1式	定額計上

第7条 機材調達

本業務では、機材調達を想定していない。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表

1. 案件名

国 名：インドネシア共和国（インドネシア）

案件名：海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト

The Project for Development of Marine and Fisheries Surveillance Infrastructure Plan

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

インドネシアは約 55,000 キロメートルに及ぶ海岸線を有し、その管轄海域には、マラッカ・シンガポール海峡、スンダ海峡、ロンボク海峡等の国際的な海上交通の要衝が多く存在する。特に、日本に輸入される石油の約 9 割はマラッカ・シンガポール海峡を経由して輸送されており、同海峡は日本にとっても極めて重要な海上交通路である。また、インドネシアは世界第 3 位の排他的経済水域（EEZ）を有し、海洋資源の宝庫である。2022 年の漁業生産量は 740 万トン、養殖業生産量は 1,463 万トンと、中国に次ぐ世界第 2 位であり（水産白書、2023 年）、海運及び水産業が基幹産業の一つとなっている。また、国民 1 人あたりの食用魚介類の 2021 年消費量は 44.4kg で世界第 1 位であり（同）、水産業はインドネシア国民の食料安全保障を確保する上で重要な産業である。

他方、インドネシアの管轄海域における外国漁船の違法漁業は深刻な課題である。海洋水産省（以下「KKP」という。）によると、洋上での外国の冷凍運搬船や加工業者への不法転載を含め、インドネシアでの違法・無報告・無規制漁業（Illegal, Unreported and Unregulated（以下「IUU」という。）漁業）による損害額は、年間約 3 兆円と見積もられている。

このような状況を受け、インドネシア政府は「海洋国家構想」を掲げ、海洋における法の支配、持続的な海洋水産資源を基にした経済発展等を重要戦略に位置付けてきた。また、「国家中期開発計画（2020～24 年）」では、持続可能な漁業管理（漁業管理区に基づく水産資源管理）に加えて、海洋における IUU 漁業を含む犯罪対策として、海洋安全保障に関わる組織間協力、インフラ、制度等の強化を推進してきた。2024 年 10 月に発足したプラボウォ新政権においても、8 つのミッションの 1 つが「食料安全保障とブルーエコノミー政策」であり、沿岸・島しょ地域の漁業監視と取締りへの取り組みも重視されている。さらに、KKP は「海洋水産資源監視戦略計画（2020～24 年）」を策定し、監視拠点基地を年間約 15 か所ずつ強化することで、漁業管理区域（EEZ）全体に占める違法漁業の監視範

囲を2020年の54%から2024年には75%まで拡大することを目標に掲げている。また、「漁業監視船長期配備計画（2018～38年）」では、KKPが保有する監視船を2024年の34隻から、2038年までに99隻に増強することとしている。

KKPはこのように、違法漁業対策強化のための監視拠点基地や監視船の整備を進めているが、必要なインフラ整備計画の策定、効率的かつ職員の安全を考慮した取締体制の構築や人材育成、国際的な海洋資源の利用調整の推進など、多くの検討課題を抱えている。限られた予算の中で違法漁業監視体制の強化を実現するため、監視拠点基地となる海洋・漁業監視インフラ施設の開発計画及び優先事業計画の策定並びにこれら計画の策定・実施能力の強化を目的として、開発計画調査型技術協力「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト」が要請された。

（2）当該セクターに対する我が国及びJICAの協力方針等と本プロジェクトの位置づけ

「対インドネシア共和国国別開発協力方針（2017年）」では、アジア地域及び国際社会の課題への対応能力向上に向けた支援が重点分野に位置づけられ、その中で海上安全等の能力向上を支援することが掲げられている。また、2021年3月に開催された「第2回日インドネシア外務・防衛閣僚会合」において、離島開発及び海洋監視・海上法執行等の海洋協力分野やスルー・セレベス海等周辺地域における協力を推進することで一致している。

本事業は、インドネシアの海上法執行機関の一つとして、領海からEEZまでの管轄権を有する機関であるKKPの海洋水産資源監視総局（以下「PSDKP」という。）を実施機関とし、海洋・漁業監視体制の整理や海洋・漁業監視インフラ施設の開発計画の策定等を通じて、海洋・漁業監視計画の策定及び実施能力の強化を図るものであり、上記方針と合致している。また、「『自由で開かれたインド太平洋（FOIP）』のための新たなプラン」の第四の柱「『海』から『空』へ拡がる安全保障・安全利用の取組」に資するものである。

JICA課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「運輸交通」では海上保安能力強化、「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」では水産資源の管理・活用に取り組むことを掲げている。また、SDGsゴール9「強靱なインフラの構築」、ゴール14「持続可能な開発のための海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」及びゴール16「平和と公正の実現」に貢献する。

（3）他の援助機関の対応

国連薬物・犯罪事務所（United Nations Office on Drugs and Crime。以下「UNODC」という。）、米国政府、豪州政府がインドネシア国内の海上保安機関やKKPに対して海上犯罪対策、海上法執行、海洋状況把握等の研修実施に協力している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、インドネシアにおいて、海洋・漁業監視インフラ施設の開発計画の策定や監視拠点基地⁶の運用体制強化等を支援することにより、海洋水産省の能力向上を図り、もって海洋・漁業監視体制の強化に寄与する。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

インドネシア漁業管理区域（EEZ）

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

裨益者：KKP 職員、PSDKP 職員、インドネシア国内漁業従事者

(4) 事業実施期間

2025 年 5 月～2027 年 4 月を予定（計 24 カ月）

(5) 事業実施体制

海洋水産省（KKP）海洋水産資源監視総局（PSDKP）：インドネシアの海上法執行機関の一つとして、領海から EEZ までの管轄権を有し、違法漁業対策等を所管する。

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

国別研修「違法・無報告・無規制（IUU）漁業対策（2023～26 年）」の実施により、日本の取組事例等を紹介することで IUU 漁業抑止に必要な対策や実施体制に関する理解を促している。この研修成果を活用し、KKP はインドネシアの課題に即した具体的な IUU 漁業対策の計画や体制の検討を進めている。本事業において、監視拠点基地の施設要件等を検討するにあたり、同研修で紹介した日本の取組事例が参照されることを期待できる。

併せて技術協力「違法、無報告、無規制（IUU）漁業活動監視能力基盤強化のための衛星活用プロジェクト（2021～25 年）」を実施しており、衛星画像データを活用した IUU 漁業の監視システム運用の技術移転を既に実施している。

また、外務省実施無償資金協力（経済社会開発計画）「離島開発及び漁業監視能力強化計画」（実施年度 2019 年度）により、中古漁業取締船（60m 級 2 隻）の贈与並びに同船舶の改修・機材整備及び運航・メンテナンス能力向上のトレーニング等のための資金供与が実施された。同取締船は、違法漁業の監視活動に活用されることが想定されていることから、本事業との相乗効果が期待される。

(7) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

①カテゴリ分類：B

⁶ 「監視拠点基地」とは、ここでは海洋・漁業監視の機能を有する場所、地点を意味する。対して「海洋・漁業監視インフラ施設」は、各監視拠点基地に整備される海洋・漁業監視のためのインフラ施設を総称する。

②カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022 年 1 月公布）上、セクター特性、事業特性および地域特性に鑑みて、環境への望ましくない影響が重大でないと判断されるため。

③環境許認可：本格調査で確認

④汚染対策：本格調査で確認

⑤自然環境面：本格調査で確認

⑥社会環境面：本格調査で確認

⑦その他・モニタリング：本格調査で確認。なお、詳細計画策定調査では、カテゴリ分類に基づき予備的スコーピングを実施し、その結果に基づき本格調査の環境社会配慮調査の TOR 案を作成し、合意済み。また、環境社会配慮調査の結果が、プロジェクトの計画決定に適切に反映されることについて、相手国実施機関等の関係者から基本的な合意を得ている。

2) 横断的事項

本事業は海洋・漁業監視体制の強化を通じ、サイクロンなど気候変動が原因と考えられる災害に対するインフラ強靱化が期待できることから、気候変動適応に資する可能性がある。

3) ジェンダー分類：（GI）ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

＜活動内容/分類理由＞

本事業の実施にあたり、PSDKP の女性職員の参画を得ることで、女性職員の海洋・漁業監視の知識や能力の向上に努めることを確認している。

（8）その他特記事項

特になし

4. 事業の枠組み

- （1）インパクト（事業完了後、提案計画により中長期的に達成が期待される目標）
海洋・漁業監視インフラ施設開発計画に基づいて、海洋・漁業監視体制が強化される。
- （2）アウトカム
海洋・漁業監視計画策定・実施能力が向上する。
- （3）アウトプット
 - 1) 海洋・漁業監視の組織体制が整理される。
 - 2) 海洋・漁業監視インフラ施設開発計画が策定される。
 - 3) 海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業の予備調査（プレ FS）が実施される。
 - 4) 監視拠点基地の運用体制が強化される。
- （4）調査項目
 - 1) 海洋・漁業監視の組織体制の整理
 - ① 法令、規則を確認する。
 - ② 関係する組織の役割及び能力を確認する。

- ③ 海洋・漁業監視の組織体制及び組織間連携状況を確認する。
 - ④ 情報共有及び監視活動の改善に向けた組織間連携のあり方、仕組みを検討する。
 - ⑤ 組織体制及び組織間連携の仕組みを整理するための関係者間会議を開催する。
 - ⑥ 関係者間会議で出た意見を反映し、組織体制及び組織間連携の仕組みを最終化する。
- 2) 海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の策定
- ① IUU 漁業の現状や関連する課題を分析する。
 - ② 既存計画や関連するシステム、優先事業の現状を確認し、課題を分析する。
 - ③ 海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の内容・範囲や実施体制、承認プロセスを確認する。
 - ④ 漁業監視船の既存の運用計画を確認する。
 - ⑤ 監視拠点基地に備わっている施設や運用・維持管理状況を確認する（海上保安関連機関間の共同利用についての確認を含む）。
 - ⑥ 施設及び機材の基本設計に求められる要件を検討する。
 - ⑦ 環境社会配慮調査及びジェンダー主流化に関する調査を実施する。
 - ⑧ 気候変動に伴うリスクの分析及び適応策の検討を行う。
 - ⑨ 海洋・漁業監視インフラ施設開発計画案を作成する。
 - ⑩ 海洋・漁業監視インフラ施設開発計画案の内容を確認するための関係者間会議を開催する。
 - ⑪ 現状分析結果を取りまとめる。
- 3) 海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業の予備調査（プレFS）の実施
- ① 優先開発事業を選定する。
 - ② 自然条件調査を実施する。
 - ③ 海洋・漁業監視基地の施設及び機材の基本仕様を検討、作成する。
 - ④ 海洋・漁業監視基地の配置図を検討、作成する。
 - ⑤ 海洋・漁業監視基地の概略設計を検討、作成する。
 - ⑥ 概略事業費を算定する。
 - ⑦ プロジェクト実施計画を検討、作成する。
 - ⑧ 経済財務分析及びプロジェクト評価を実施する。
 - ⑨ 海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業を提案する。
- 4) 監視拠点基地の運用体制強化
- ① PSDKP 本部の各部署と監視拠点基地の所掌及び連携体制を確認する。
 - ② 漁業監視船の運用・維持管理状況を確認する。
 - ③ 漁業監視船の運用・維持管理の改善の対象とする監視拠点基地を選定する。
 - ④ 漁業監視船の維持管理能力強化のための研修を計画、実施する。

5. 前提条件・外部条件

- (1) 前提条件
 - インドネシアの違法漁業対策や海上保安分野に配賦される予算が大幅に減少しない。
- (2) 外部条件
 - 特になし

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

フィリピン「ダバオ市インフラ開発計画策定・管理能力向上プロジェクト」（評価年度 2024 年）では、調査の主要なカウンターパートに加えて、作成されたマスタープランに関わる全ての関係機関に積極的に接触し、特定された優先事業に対するコミットメントとオーナーシップを確認すべきとの教訓が導かれている。本事業では、策定される海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の実施を担う省庁・機関の意見を反映しながら計画の策定や内容の確認を進め、実施段階に向けて主体性の醸成を図ることとする。

7. 評価結果

本事業は、インドネシアの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針・分析に合致し、海洋・漁業監視インフラ施設の開発計画の策定や監視拠点基地の運用体制強化等を行うことにより、海洋・漁業監視体制の強化に資するものである。また、SDGs ゴール 9「強靱なインフラの構築」、ゴール 14「持続可能な開発のための海洋と海洋資源の保全と持続可能な利用」及びゴール 16「平和と公正の実現」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

（１）事後評価に用いる基本指標

- １）提案計画の活用状況：海洋・漁業監視インフラ施設開発計画の主務官庁等による承認が完了し、インフラ施設開発計画が予算化される。
- ２）施設の活用及び維持管理の状況：漁業監視船の運用・維持管理能力が向上する。（指標は本格調査で検討）

（２）今後の評価スケジュール

事業開始 6 カ月以内	ベースライン調査
事業完了時点	能力強化発現状況の確認
事業完了 3 年後	事後評価

以 上

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえるよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/P と成果指

標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既に実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：港湾（漁港を含む）インフラ開発及びその計画策定並びに／又は違法漁業取締り分野の技術協力

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び 2) を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：インドネシア国及び東南アジア地域

② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（１）業務工程

2025年7月下旬～2027年6月中旬にかけて実施予定。

（２）業務量目途と業務従事者構成案

１）業務量の目途

約 60.08 人月

業務従事者構成の検討に当たってはR/Dに記載されている専門家の専門分野に留意すること。

２）渡航回数を目途 延べ33回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 環境社会配慮調査
- 自然条件調査

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- インドネシア国「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト」
詳細計画策定調査報告書（施設計画・設計）
- インドネシア国「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト」
詳細計画策定調査報告書（船舶運用・維持管理）
- インドネシア国「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画策定プロジェクト」
詳細計画策定調査報告書（環境社会配慮）

２）公開資料はありません。

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	有
6	Wi-Fi	有

（６）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（１）契約期間の分割について

第１章「１. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（２）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含める可否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

278,020,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（３）別見積としている項目、及び（４）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（３）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

本案件は定額計上があります(9,000,000円(税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額(税抜)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	環境社会配慮に係る調査	第4条2. (1)②アウトプット2 「海洋・漁業監視インフラ施設開発計画が策定される。」に関わる活動	4,000,000円	環境社会配慮に係る調査一式	再委託
2	自然条件調査	第4条2.(1) ③アウトプット3「海洋・漁業監視インフラ施設優先開発事業の予備調査(プレFS)が実施される。」に関わる活動	5,000,000円	自然条件調査一式	再委託

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

(8) その他留意事項

1) 航空運賃については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定にかかわらず、安全対策上の必要性から、認められるクラスの「普通運賃」を上限として見積ってください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評 価 項 目	配 点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画／作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力：業務主任者／〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／〇〇	(一)	(8)
ア) 類似業務等の経験	一	4
イ) 業務主任者等としての経験	一	2
ウ) 語学力	一	1
エ) その他学位、資格等	一	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)

